

令和 7 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局牛乳乳製品課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> 乳製品（関税暫定措置法別表第 1 の 3 に掲げられた物品）								
改正要望の内容		☐ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第 2 条第 2 項 ☐ 具体的な内容 「令和 7 年 3 月 31 日まで」とされているものを 1 年延長する。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特 恵	基本	暫定	特 恵		
0402. 10	129	関税暫定措置 法別表第 1 の 3 に掲げられ た品目	36%+130 円/kg	36%+130 円/kg		35%+466 円/kg	36%+130 円/kg	29. 8%+396 円/kg		
0402. 10	212		26%+130 円/kg	26%+130 円/kg		466 円/kg	26%+130 円/kg	396 円/kg		
0402. 10	217		26%+130 円/kg	26%+130 円/kg		466 円/kg	26%+130 円/kg	396 円/kg		
0402. 10	229		26%+130 円/kg	26%+130 円/kg		25%+466 円/kg	26%+130 円/kg	21. 3%+396 円/kg		
0402. 21	119		31%+210 円/kg	31%+210 円/kg		30%+720 円/kg	31%+210 円/kg	25. 5%+612 円/kg		
0402. 21	129		31%+210 円/kg	31%+210 円/kg		30%+1, 204 円/kg	31%+210 円/kg	25. 5%+1, 023 円/kg		
0402. 21	212		26%+130 円/kg	26%+130 円/kg		500 円/kg	26%+130 円/kg	425 円/kg		
0402. 21	217		26%+130 円/kg	26%+130 円/kg		500 円/kg	26%+130 円/kg	425 円/kg		
0402. 21	229		26%+130 円/kg	26%+130 円/kg		25%+500 円/kg	26%+130 円/kg	21. 3%+425 円/kg		
0402. 29	119		31%+210 円/kg	31%+210 円/kg		30%+720 円/kg	31%+210 円/kg	25. 5%+612 円/kg		
0402. 29	129		31%+210 円/kg	31%+210 円/kg		30%+1, 204 円/kg	31%+210 円/kg	25. 5%+1, 023 円/kg		
0402. 29	291		36%+130 円/kg	36%+130 円/kg		35%+500 円/kg	36%+130 円/kg	29. 8%+425 円/kg		
0402. 99	129		25. 5%+104 円/kg	25. 5%+104 円/kg		30%+599 円/kg	25. 5%+104 円/kg	25. 5%+509 円/kg		
0402. 99	290		25. 5%+55 円/kg	25. 5%+55 円/kg		25%+299 円/kg	25. 5%+55 円/kg	25. 5%+254 円/kg		
0403. 90	113		36%+200 円/kg	36%+200 円/kg		35%+466 円/kg	36%+200 円/kg	29. 8%+396 円/kg		
0403. 90	123		36%+200 円/kg	36%+200 円/kg		35%+685 円/kg	36%+200 円/kg	29. 8%+582 円/kg		
0403. 90	133		36%+200 円/kg	36%+200 円/kg		35%+1, 204 円/kg	36%+200 円/kg	29. 8%+1, 023 円/kg		
0404. 10	126		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+425 円/kg		
0404. 10	127		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+425 円/kg		
0404. 10	128		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+425 円/kg		
0404. 10	136		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+425 円/kg		
0404. 10	137		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+425 円/kg		
0404. 10	138		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+425 円/kg		
0404. 10	146		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+425 円/kg		
0404. 10	147	35%+120 円/kg	35%+120 円/kg		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+425 円/kg			
0404. 10	148	35%+120 円/kg	35%+120 円/kg		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+425 円/kg			
0404. 10	166	35%+120 円/kg	35%+120 円/kg		35%+808 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+687 円/kg			

0404. 10	167		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg	35%+808 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+687 円/kg
0404. 10	168		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg	35%+808 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+687 円/kg
0404. 10	176		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg	35%+808 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+687 円/kg
0404. 10	177		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg	35%+808 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+687 円/kg
0404. 10	178		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg	35%+808 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+687 円/kg
0404. 10	186		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg	35%+808 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+687 円/kg
0404. 10	187		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg	35%+808 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+687 円/kg
0404. 10	188		35%+120 円/kg	35%+120 円/kg	35%+808 円/kg	35%+120 円/kg	29. 8%+687 円/kg
0405. 10	129		36%+290 円/kg	36%+290 円/kg	35%+1, 159 円/kg	36%+290 円/kg	29. 8%+985 円/kg
0405. 10	229		36%+290 円/kg	36%+290 円/kg	35%+1, 363 円/kg	36%+290 円/kg	29. 8%+1, 159 円/kg
0405. 20	090		36%+290 円/kg	36%+290 円/kg	35%+1, 159 円/kg	36%+290 円/kg	29. 8%+985 円/kg
0405. 90	190		36%+290 円/kg	36%+290 円/kg	35%+1, 159 円/kg	36%+290 円/kg	29. 8%+985 円/kg
0405. 90	229		36%+290 円/kg	36%+290 円/kg	35%+1, 363 円/kg	36%+290 円/kg	29. 8%+1, 159 円/kg
改正要望内容の 施行期日及び適用期間			施行期日：令和 7 年 4 月 1 日 適用期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日				
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況			① 現状 国産品が安価な輸入品と対抗し得る十分な国際競争力を確保することが望まれ、生産性向上のための様々な取組が行われてきたが、依然として大きな内外価格差が存在している。また、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成 7 年度から 6 年間実施され、それ以後は、現在行われている WTO ドーハ・ラウンド交渉が終結し、その決定事項が施行されるまでの間、ウルグアイ・ラウンド合意の実施期間の最終年における措置が維持されることとなっている。 ② 問題点 我が国には国土条件等の制約があるため、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。				
改正の必要性和目的達成の見通し			① 改正の方向性 国産品が十分な国際競争力を確保していない現状では、高税率の枠外税率により無秩序な輸入を防ぎ、国内需給の安定を図る必要がある。 なお、暫定税率の延長適用以外に、輸入乳製品による国内需給への影響を小さくする手段として、補助金等による国内酪農家への補助等が考えられるが、新たな財政負担が必要となることから、本暫定税率の延長適用が効率的である。 令和 7 年 3 月 31 日で関税暫定措置法の期限が終了するが、引き続き、高率の枠外税率により無秩序な輸入を防ぎ、国内需給の安定を図りつつ、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく措置を履行する必要があるため、改正を要望するものである。 ② 改正目的達成予定時期 国産品が十分な国際競争力を確保した時点。				
改正の効果と妥当性			① 改正によって期待される効果 本関税率・制度の適用により、国家貿易以外の輸入は、我が国の牛乳乳製品の需給にほとんど影響を与えない程度に抑制されている。また、新たな財源措置が				

	不要である。 (参考) 効果を判断するための定量的指標： 国家貿易及び枠外税率による輸入量 単位：トン <table><tr><td>輸入区分</td><td>2021 (R3) 年度</td><td>2022 (R4) 年度</td><td>2023 (R5) 年度</td></tr><tr><td>国家貿易</td><td>11,404</td><td>10,924</td><td>13,341</td></tr><tr><td>枠外</td><td>680</td><td>737</td><td>699</td></tr></table> 資料：貿易統計（国家貿易）、A L I C（枠外） 国家貿易を行っている者：A L I C ② 改正によって生じうる影響 — ③ 改正の妥当性 高水準の枠外関税の設定と国家貿易による適時適切な輸入により、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく措置を履行しつつ、輸入品による国内需給への影響を抑え、乳製品全体の需給の安定が図られていることから、引き続き本措置が必要である。	輸入区分	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	国家貿易	11,404	10,924	13,341	枠外	680	737	699
輸入区分	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度										
国家貿易	11,404	10,924	13,341										
枠外	680	737	699										
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 — ② 当該政策評価の結果と改正の関係 — ③ 政府方針と改正の関係 以下の政府方針の達成のためには、本措置の延長により国内生産者を保護し、国内需給の安定を図ることが不可欠である。 【農業競争力強化プログラム】 ・ 11 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 ・ 13 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革 ④ 関連措置 【酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律】 ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を総合かつ計画的に推進するための措置 ・ 酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・ 上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置												

○ 改正経緯

これまでの改正状況	本暫定税率は、平成 12 年度に設定されて以降、現在まで延長されている。
-----------	--------------------------------------

措置による効果	上記の「改正によって期待される効果」のとおり新たな財政負担なく、高率の枠外税率により無秩序な輸入を防ぎつつ、国内需給の安定に寄与することができた。
---------	---